

## 深海底の法的地位と資源開発制度

金 永 明

### 一、問題の提起

一九八二年国連海洋法条約（効力発生一九九四年）の成果のひとつは深海底制度の創設である。これに関連して、以下の問題を論述する必要がある。

1 深海底とはどんなものか？ すなわち、深海底の法的地位の問題。

2 深海底区域およびその資源を誰が、どのように開発することができるのか？

今回は深海底の法的地位の問題だけを論ずる。

無主物はローマ法における物権の概念で、その意味はある物の所有権は誰にも属さないが、占有の対象になりうる。この概念を深海底区域に適用すれば、深海底区域は誰にも属しない、深海底区域は無主物または無主地で、先占によつてその所有権を取得できることになる。

この無主物の原則には、次の見解がある。

(1) 伝統的な理論の見解。伝統的国際法理論（海底は無主物で、占有によって所有権を取得できる見解）は特定の状況（例えば、沿岸性の団塊（マンガン、銅、ニッケル、コバルトなどを含む多金属性団塊）が発見され、当時（六〇年代）の海底技術でその開発が可能になり、海底の軍事利用の危険を避けるために、深海底の法的地位の問題がますます現実性を持つものとなつたためである。

(2) 大陸棚理論の見解。大陸棚理論（一九五八年大陸棚条約第一條）も深海底資源開発の根拠にはならない。その理由は、国際法

二、深海底の法的地位に関する見解

従来は、公海の海底地域の法的地位について、各国の自由使用が認められる公海の不可分の一部と見るか、それとも先占の対象となる無主地と見るか、見解が対立していた。第三次国連海洋法会議において、これに関して、三つの見解に分けることができる。

委員会は海洋法草案を制定する際に、その他の公海の自由(例えば、公海での科学調査の自由)も存在していることを知り、特に当時の開発技術が公海海底の資源開発が不可能で、海底での資源も発見されていないので、条約で規範をおく必要がないと判断された。大陸棚と深海底は異なるもので、大陸棚の開発基準は大陸棚にのみ適用し、大陸棚以外の海底(深海底)に適用しない。新しい深海底区域への適用は新制度で対応すべきだ。

(3) 公海使用の見解。国家が公海で海底電線及び海底パイプラインを敷設する自由を有しているから、無主地の原則が深海底に適用の根拠にもならない。国家が以上の自由を有するのは使用の自由だけで、かつ制限を受け、義務を負っている(例えば、一九五八年公海条約第四、二七、二八、二九条)からである。

(4) 先占の見解。伝統的先占理論は陸地に対するもので、深海底は陸地と異なるので、この理論を深海底に適用すれば、先占概念の濫用になる。この理論を深海底に適用する目的は先占の概念を拡大し、深海底への進出ができる先進技術を持つ少数の国家の深海底の独占になることである。

現在、無主地の原則も支持されていないと言える。

## 2 共有物または公海自由の原則

(1) 共有物の原則とは、ロトマ法においてあるものがいかなる人間にも所有されないが、すべての人間に使用されうることをいう。この原則を深海底に適用するならば、深海底は全人類

に属し、いかなる私人にも占有されない一方、いかなる人間も使用できるという意味になる。しかし、共有物と深海底区域とは共通点がある(例えば、全人類に共同所有され、特定の個人または国家が先占によって所有権を認めないと判斷される)けれども、区別も存在している(例えば、共有物は数量が無限で、かつ全人類のため使用し切れない。深海底に貯蔵している団塊の量が多いけれども、その成長もかなり遅く、開発のために技術と資金がいるので、少数の国家(企業団体)だけが利用でき、資源も無限ではない。しかも、深海底の資源を分割、個別に使用、所有できる)。したがって、共有物の原則を深海底区域に適用することは不合理的である。

(2) 公海自由の原則は公海制度の中でもっとも重要な原則である。公海自由の原則の背後には共同利益が存在しているから成立しうるといわれている。例えば、航行の自由、漁業の自由の共同利益。公海条約第二条(四つの自由及び国際法の一般原則により承認されたその他の自由も認めていた)の規定により、深海底の法的地位も公海自由の原則が適用できると主張した。例えば、アメリカ深海底硬鉱物資源法(一九八〇年)第二節(a)(1)「深海底硬鉱物資源の探査と商業的採掘が公海の自由に基づくものであつて、公海の自由及び国際法の一般原則により承認されたその他の自由の行使における他国の利益に合理的な考慮を払う義務にのみ服するというのが、合衆国の法的見解であること」と規定している。実際には、公海条約第一条の公海の定義からも分かるようにここで「公海」は海域を指し、深海底ではなく、

深海底資源の開発でもない。当時は、深海底のマンガン団塊も発見されてないし、技術上開発が不可能であるから、公海条約第二条でのその他の自由は概念上の考えに過ぎないと国際法委員会が認識していた。公海自由の原則は深海底区域に適用されないと言える。

確かに、国際法では、深海底区域に適用できる制度が存在していない、例えば、「深海底原則宣言」（国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその地下を律する原則宣言一九七〇年国際連合総会第二五回会期決議二七四九（XV））の前文・「公海に関する現行法制度が深海底区域の探査及びその資源の開発を規制するための十分な規制を備えていないことを承認する」と宣言していた。国際法上深海底区域の資源開発を禁止していいから、許可しているとはいえないであろう。というのは、公海の自由は使用の自由だけで、公海の所有ではなく、所有権を持たないからである。しかも、国家が公海の自由を使用する際に、何らかの制限を受け、義務を負っている。

したがつて、新しい制度——深海底制度に関しては、伝統的な制度も時代に合わないし、合理的な制度を作り出す必要があった。これは国際社会の発展、技術の進歩、法律の完備などから求められているものと言えよう。

Pardo による提案したものである。当初、人類共同財産の原則に対する国家の態度は、大きく分けて三つのグループに分類できる。第一は、アメリカを中心とした先進資本主義諸国のグループであり、先進資本主義諸国は初めに人類共同財産の原則用語を用いること自体に極めて慎重である。その理由は、この概念が厳密な法の概念ではなく、多様な解釈の可能性があると判断されたからである。第二は、発展途上諸国のグループである。発展途上諸国は人類共同財産の原則に対しても、人類財産の集団的管理、深海底活動への集団的参加、深海底活動からの利益の集団的享有を強調し、この人類共同財産の原則を中心とした国際レジームの設立を新国際経済秩序（NIEO）樹立運動の一環として重視し、人類共同財産の原則を支持した。第三は、社会主義諸国特に旧ソ連を中心とした東欧諸国のグループである。最初は東欧諸国と旧ソ連は、この原則を認めなかつたが、第三次国連海洋法会議の進行に伴つて、態度を転換した。その理由は、国際機構に開発権を付与し深海底活動の管理を行わせることが、先進資本主義諸国による資源の独占を防止するために有効であるとともに、すべての国の開発への参加を容易にすると考えられたからである。

国連総会の決議（一九六七年一二月一八日第二三四〇号）によつて設立された海底平和利用委員会の審議を通じて、国連総会決議（一九七〇年一二月一七日第二七四九号）「深海底原則宣言」を採択し、深海底区域は人類の共同財産であると宣言した。この原

### 3 人類共同財産の原則

人類共同財産の原則は一九六七年八月のマルタの国連大使

則は他の宣誓と決議によつても確認された（例えば、一九七〇年八月八日、一九七一年一月九日海洋法に関するハテノ・アメリカ諸国の宣誓と決議（Latin American Meeting on Aspects of the Law of the Sea: Declaration and Resolutions）」一九七〇年九月一〇日海床に関する第三回非同盟国会議の宣言（Third Conference of Non-Aligned Countries: Statement on the Seabed）」一九七三年九月九日海床に関する第四回非同盟国会議の宣言など）。

この人類の共同財産の原則は国連海洋法条約の第一三六条に規定されている。つまり、深海底及びその資源は、人類の共同の財産である。深海底及びその資源の法的地位は国連海洋法条約第一三七条に規定されている。すなわち、(1) いざれの国も深海底又はその資源のいかなる部分についても主権又は主権的権利を主張しまたは行使してはならず、また、いざれの国又は自然人若しくは法人も深海底又はその資源のいかなる部分も専有してはならない。このようないかなる主権若しくは主権的権利の主張若しくは行使又は専有は、認められない。(2) 深海底の資源に関するすべての権利は、人類全体の付与されるものとし、機構は、人類全体のために行動する。当該資源は、譲渡の対象とはならない。ただし、深海底から採取された鉱物は、この部の規定ならびに機構の規則及び手続に従うことによつてのみ譲渡することができます。(3) いざれの国又は自然人若しくは法人も、この部の規定に従う場合を除くほか、深海底から採取された鉱物について権利を主張し、取得し又は行使することはできず、このよ

うな権利のいかなる主張、取得又は行使もみとめられない。

以上のように、深海底区域の法的地位（人類の共同財産の原則）は提案（一九六八年）、形成（一九六九年～一九七〇年）、発展（一九七一年～一九七三年）、確認（確定）（一九七三年～一九八二年）の過程を経て、国連海洋法条約に確立した。

### III、人類共同財産原則の体系

#### 1 人類共同財産原則の定義または構成要素

一九八二年国連海洋法条約は人類共同財産の原則の定義を定めていなかつたが、この概念から読み取れる」とは、この原則は政治的な概念ではなく、具体的な内容を持つ法律的な概念ということである。つまり、この原則の主体は人類（全人類）であり、人類は今の世代だけではなく、次世代も含む。この原則の客体は財産であり、財産は国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下のいかなる部分及びその資源を指す。この原則の財産所有の方式は共同で管理、利用（参加）、配分する」とである。

#### 2 人類共同財産原則の内容または具体的な原則

人類共同財産の原則を提出する際にも、具体的な内容がある。例えば、いかなる方法においても国家による深海底区域の専有を禁止し、深海底での活動を国連憲章の原則と目的にしたがつ

て実施する。深海底での使用及び開発は全人類の利益を保証し、平和的目的にのみ利用し、国際機構の管理の下で開発する。「深海底原則宣言」は基本的にマルタ国連大使提案の内容（原則）をそのまま承認した。国連海洋法条約第十一部（附属書III、IV）に人類共同財産の内容を発展させた。具体的には以下の内容があった。(1)深海底区域は人類の共同財産であることを明確にしている。例えば、国連海洋法条約第一条第一項(1)、第一三六条。(2)深海底を専有禁止の原則を規定している。例えば、国連海洋法条約第一三七条第一項。(3)国際海底機構が全人類を代表し、深海底活動を管理することを規定している（国連海洋法条約第一三七条第二項、第一五七条第一項）。(4)深海底活動は全人類の利益のため行い、いかなる国にも深海底活動への参加を保障し、平衡に利益を配分し、深海底活動を国連憲章に規定する原則及び国際法の他の規則に従い、深海底は無差別に全ての国による専ら平和的目的のための利用に開放し、深海底活動により生ずる有害な影響からの海洋環境の効果的な保護を確保するため国際海底機構が必要な措置をとることを規定する（国連海洋法条約第一四〇、一四八、一三八、一四一、一四五条）。(5)次世代の利益のために深海底活動の生産制限、深海底における活動と海洋環境による活動の調整、海洋科学調査の自由、技術の移転、考古学上の物及び歴史的な物を人類全体の利益のために保存し又は用いることを規定する（国連海洋法条約第一五一、一四五、一四七、一四三、一四四、一四九条）。(6)深海底区域の上部水域又はその上空

を公海自由の原則が適用されることを規定する（国連海洋法条約第一三五条）。(7)人類の共同の財産原則を再検討会議で変更することを禁止し、締約国はこの原則についていかなる改正も行わないことを合意する（国連海洋法条約第一五五条第二項、第三一一条第六項）。(8)予備的な規定も置いてある。つまり、二〇〇海里を超える大陸棚の開発に関する支払い及び拠出の規定を置いてある（国連海洋法条約第八二条）。(9)深海底活動に関する紛争解決制度も用意している。海底紛争裁判部は深海底活動に関する種類の紛争につき、第十一部及びこの部に関連する附属書の規定により管轄権を有する（国連海洋法条約第一八七条）。その他の規定、例えば、国連海洋法条約第一九一、一八五、一七九、一五九(10)条も海底活動の紛争解決と関連している。

以上に見たように人類の共同財産の原則から導かれる個々の規則が多いと言える。

### 3 人類共同財産原則の特徴

人類共同財産の原則は以下のようないくつかの特徴を有している。(1)共同共有。深海底区域は全人類が共同で共有している。いかなる国家又は自然人も個別的に所有又は分割又は利用ができない。

これは特殊な所有方式である（国連海洋法条約第一三七条第一項、第二項、第一四〇、一四三、一四九、一四一条）。(2)共同管理。深海底区域及びその資源を国際海底機構が全人類の利益、発展のために管理する（国連海洋法条約第一三七条第二項、第一五七条第一項、

第一四四、一四五条、第一五〇条第二項、第一五一、一五五条)。(3)共同参加。深海底活動において条件を満たすいかなる国にも開放し、深海底活動に参加させる(国連海洋法条約第一四一、一四八、一五〇条)。(4)利益共有。深海底区域の活動から得られる利益(金銭的利益その他の経済的利益)を衡平かつ無差別に配分し、特に開発途上国の利益及びニーズに特別考慮を払う(国連海洋法条約第一四〇条)。

以上の特徴は人類の共同財産原則から導かれていることである。これらの特徴の関係は次のように言える。つまり、利益共有は人類の共同財産原則の目的であり、共同参加は共同発展の手段であり、共同管理は利益共有の措置である。すなわち、共同共有は共同管理と共同参加と利益共同を実現する基礎である。これらの特徴は密接に絡み合っている。

#### 4 人類共同財産原則の性質

人類の共同財産原則は一九八二年国連海洋法条約に既に定着していたが、人類の共同財産原則の法的地位(性質)に関して、論争が終わっていない。大きく分類するならば、以下の五つの見解に分けられる。

- (1) 慣習法の概念。発展途上国は、人類の共同財産原則が「深海底原則宣言」を採択して以来、この原則は多くの国際連合の決議(その他の国家集団、国際機構)により確認されてきたからこの原則は慣習法の概念であると主張している。国連決議に関し

て、一般的に法的な効力がないが、国際法の形成と発展に重大な役割を果たしていたケースもある。例えば、一九四八年「世界人権宣言」を採択してから国際人権条約(一九六六年)、一九六三年「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則」を採択して宇宙条約(一九六六年)を成立した。

総会決議の法的効力を主張するために、いくつかの理論操作が行われている。例えば、インスタンント慣習法理論とソフトローーがある。インスタンット慣習法理論は国際司法裁判所の一九六九年の北海大陸棚事件判決により支持されなかつたが、この理論は法的信念が一般慣行に先行しているので、新領域において理論的模索として価値があろう。ソフトローー理論は総会決議を法と非法の中間領域に属するとみなす。しかし、ソフトローーの概念が未だ十分に固まつていないので、総会決議の効力問題の解決にならないであろう。

同時に、「深海底原則宣言」の採決の投票(賛成一一八、反対〇、棄権一四)結果により、また、他のいくつかの決議又は宣言によつて確認されているから、慣習法の構成要件のひとつである國家信念を満たしている。新しい制度に関して、国家実践が欠如しているから、完全な伝統的慣習法の概念ではないと考えられる。しかし、国連海洋条約の締約国の数から、又はこれらの締約国の国家行動から見れば、人類の共同財産の原則は慣習法になりつつある状況に置かれていると言えよう。

(2) 法の一般原則。国際司法裁判所規程（一九四五年）第三八条第一項に「法の一般原則」を裁判の基準として掲げているが、法の一般原則の定義（内容）に関して何も規定していなかつた。法の一般原則の内容が不明確なので、学者により法の一般原則の理解も異なり、実際に国際司法（仲裁裁判所、国際司法裁判所）においてあまり適用されない。人類の共同財産の原則は現在では法の一般原則になつていないと見える。

(3) 強行規範（*jus cogens*）の概念。発展途上国の一国は人類の共同財産の原則は强行規範であると主張した。この見解の目的は個別的に少数先進国の深海底活動を阻止するもので、国際海底機構を通じて深海底活動を行なわなければならないと言ふ意味を持っている。しかし、この原則は条約法条約（一九六九年）第五三一条の一般国際法の强行規範になつていないので、强行規範の用件（国際社会全体が受け入れ、かつ認める）を満たしていない。また、国際社会において、强行規範の具体的な内容を決めていないので、人類の共同財産の原則は强行規範ではないと言わなければならない。

(4) 政治的な概念。マルタ大使 Pardo 教授は国連総会（一九六七年第二二回）でこの提案の報告を第一委員会でおこなつたが、国連はすぐこの提案を受け入れ、総会決議（一九六七年第二三四〇号）を採択し、海底平和利用アドホック委員会を設立し、委員会は法律問題として検討を始めた。また、Pardo の提案は多くの具体的な内容を含み、空洞的な提案ではなかつた。国連のそ

の後の行動からも分かるようにこの問題を法律的な問題として扱つた。人類の共同財産原則を政治的な概念として主張しているのは法的な義務を負いたくないからであろう。

(5) 哲学的道徳概念。一部の少数の学者たちは人類の共同財産の原則の内容が不明確で、哲学上の概念に過ぎないと主張した。以上に見たように人類の共同財産の原則は具体的な内容（原則）を持つ法的な概念である。確かに、この原則には道徳の要素を含んでいる。例えば、次世代のために、有効的に深海底活動を行うこと、不必要な浪費を避けること、生産制限の措置、環境保護の義務、再検討会議（国連海洋法条約第二五〇条第二項、第一四五条、第一四七条第一項）などである。しかし、これらの規定は人類の共同財産原則から求められていることである。人類の共同財産の原則は哲学的道徳概念ではない。

## 5 人類共同財産原則の他の領域での適用可能性

人類の共同財産の原則は国連海洋法条約に定着していたが、他の国際法の領域に適用が可能か。次に、人類の共同財産の原則を他の国際法領域の適用可能性の問題に入る。

(1) 宇宙空間。宇宙法の基礎は一九六六年宇宙条約（月その他）の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約）と一九七九年月協定（月その他の天体における国家活動を律する協定）である。宇宙条約は人類の共同財産原則の具体的な内容を規定している、例えば、宇宙条約第一条（探査利用

の自由)、第二条(領有の禁止)、第三条(国際法の適用)、第四条(軍事的利用の禁止)。しかし、月その他の天体に存在している資源をどのように開発するかについて何の規定もない。月協定はこのような状況を改善した。月協定は人類の共同財産原則を初めて月の天然資源に適用すると規定した(月協定第一条第一項)。しかし、月の天然資源の開発制度を規定していなかつた。例えば、月協定第一条第五項は「この協定の当事国は、月の天然資源の開発が間もなく実行可能となつた時には、適当な手続きを含め、月の天然資源の開発を律する国際制度を設立することを約束する」と規定している。また、資源開発の国際制度の主要な目的も掲げている(月協定第一条第七項)。これらの主要目的は深海底制度の人類の共同財産原則から導かれる原則とほぼ同じである。しかし、月その天然資源の開発制度を規定していないので、今後この原則を宇宙空間に適用するかどうかが未定である。途上発展国立場にたつならば、また、国際社会の安定、発展、促進するために適用の可能性があろう。

(2) 南極地域。南極地域の基礎は南極条約(一九五九年)である。南極条約において重要な規定は第一条(平和的利用、軍事的利用の禁止)、第四条(締約国の南極地域への領土権及び請求権の凍結)、第五条(核爆発及び放射性廃棄物の処分の禁止)、第七条(締約国が指名した監視員は南極地域のいずれかの又は全ての地域についても査察のため完全な出入の自由を有する)である。南極の海底に資源を発見して以来、南極への関心が高まつた。南極条約協議国

は特別協議会議で一九八八年南極の鉱物資源活動の規制に関する条約を採択した。この条約は南極地域の鉱物資源の概査、探査、開発の原則を規定した。しかし、この条約は環境保護の措置が不十分で批判を受けた。そのため、一九九一年南極条約協議国が環境保護に関する南極条約議定書(一九八八年効力発生)を作成した。この議定書は南極条約を補足するものである。この議定書第七条(鉱物資源に関するいかなる活動も、科学的調査を除くほか、禁止する)、第二十五条第二項(この議定書の効力発生の日から五〇年を経過した後、南極条約協議国の要請により検討会議を開催する)の規定により、南極地域の鉱物資源開発制度は今後の課題になった。人類共同財産原則のこの地域での適用は、南極条約協議国の権利と利益にかかっている。少数の南極条約協議国のかつて適用が決まる。しかし、これらの国の南極での権利の放棄は容易ではない。南極地域での人類の共同財産原則の適用は難しいと思われる。

#### 四、結びに代えて

以上の論述を踏まえて、以下のように結論したい。つまり、深海底区域の法的地位は人類の共同財産である。人類の共同財産原則は結成しつつある慣習法の概念であると位置付けたい。国際海底機構以外の個別的な深海底資源開発活動は人類の共同財産の原則に違反し、違法である。この原則は国際法の他の領域での適用が難しいが、今後の課題になろう。

また、深海底開発をめぐる客観的な条件の変化にともない、国連海洋法条約の深海底に関する条項を修正して先進国の参加を可能にすることにより、条約への普遍的な参加を確保するために、一九九〇年に国連事務総長の提唱によって、深海底条項を再検討するための非公式協議が開始された。一九九四年に再開第四八回国連総会が開催され、総会決議の附屬文書として協定（深海底制度実施協定・一九八二年一二月一〇日の海洋法に関する国際連合条約第一〇部の規定の実施に関する協定、効力発生一九九六年）が賛成一二一、反対なし、棄権七で採択されて、先進国の主張をいれて深海底制度の実質問題と手続き問題を修正し、条約へ先進国が参加するのを阻害してきた障害が除去された。

この深海底実施協定は条約と一体をなし、かつ条約に優位するものとして解釈、適用することになった（深海底実施協定第二条）。

これによつて先進海洋諸国による国連海洋法条約本体の受諾も促進され、国際深海底制度の普遍的な実現に向かうものと考えられる。同時に、二〇〇〇年国際海底機構総会決定により深海底多金属性の団塊の探査及び開発に関する規則を採択し、深海底資源開発活動を実施する条件を設けた。また、深海底多金属性の団塊以外の鉱物資源（polymetallic sulphides and cobalt-rich ferromanganese crusts）の探査と開発に関する規則の草案も一〇〇四年に国際海底機構の法律技術委員会により提出された。今後、深海底資源開発活動を人類の共同財産の原則の下で実現するにとが望ましい。

## 主な参考文献

- 1 小田滋著：『注解国連海洋法条約』（上巻）有斐閣 一〇〇一年
  - 2 高林英雄著：『国連海洋法条約の成果と課題』 東信堂 一九九六年
  - 3 山本草二著：『海洋法』 三省堂 一九九七年
  - 4 田中則夫：「深海底の法的地位をめぐる国際法理論の検討」（二）（二・完）『国際法外交雑誌』第八五巻第五号（一九八六年） 第八六巻第三号（一九八七年）
  - 5 井口武夫：「深海底開発に関する新国際法の形成とその法的諸問題——内外の諸学説に基づく考察——」『東海法学』第一二号「一九九四年
  - 6 王鉄崖：「人類の共同財産の概念を論ずる」『中国国際法年刊』（一九八四年） 中国对外翻訳出版公司 一九八四年
  - 7 魏敏主編：『海洋法』 法律出版社 一九八七年
  - 8 趙理海著：『海洋法に関する問題の研究』 北京大学出版社 一九九六年
- 本年六月一日、広島大学法学部と上海社会科学院法学研究所との国際交流を記念して、同研究所研究员 肖中華氏と同助理研究员 金永明氏による「中国法学講演会」を開催しました。両氏にこれを「講演録」としてまとめていた
- だきました。